

検討事項案その11 (第10 その他について)

【目次】

- 1 仲裁費用及び仲裁人の報酬について
- 2 仲裁の非公開性について
- 3 仲裁手続に関する罰則規定について
 - (1) 仲裁人に係る賄賂の罪について
 - (2) 仲裁関係者の秘密漏示について

1 仲裁費用及び仲裁人の報酬について

【仲裁検討会資料13の参照】

仲裁費用及び仲裁人の報酬について、どのように考えるか。例えば、次のように考えることはどうか。

(1) 仲裁費用の取扱いについて

ア 当事者間に合意のある場合を除き、仲裁廷は、仲裁手続上必要な仲裁費用として該当するものの範囲を決定する。

イ 当事者間に合意のある場合を除き、仲裁廷は、当事者が合意により定めた仲裁費用又は前項の規定により仲裁廷が定めた仲裁費用について、各当事者が負担する額を決定する。ただし、額が定まっていないものについては、各当事者が負担する割合を定める。

ウ ア及びイの定めは、終局判断において、職権で行う。

(2) 仲裁人の報酬について

ア 当事者間に合意のある場合を除き、仲裁廷は、仲裁人の報酬を定めることができる。

イ 当事者間に合意のある場合を除き、仲裁廷は、前項の報酬を仲裁費用に含めることができる。

(3) 費用の予納について

ア 当事者間に合意のある場合を除き、仲裁廷は、当事者に対し、仲裁費用の概算額の予納を命ずることができる。

イ 仲裁廷が期限を定めて費用の概算額の予納を命じた場合において、命じられた当事者が期限内にこれを予納しなかったときは、仲裁廷は、他の当事者に対し、期限を定めて予納すべき額を代わって支払う機会を与える。

ウ 他の当事者が定められた期限内に予納すべき額を支払わなかったときは、仲裁廷は、仲裁手続を中止し、又は終了することができる。

【説明】

モデル法（模範法）には、費用に関する規定はないが、実務上極めて重要な問題であることから、規定を設けることが考えられる。一案として、仲裁費用についても、基本的に当事者の合意によってその範囲、額、負担割合等を定めることができるとしたうえ、そのような合意がない場合に仲裁廷がこれらを定めるものとするのが考えられよう。

仲裁人の報酬については、仲裁人と当事者との合意により定めるのが本則であるが、そのような合意がない場合には仲裁廷が決定するものとするものの当否について検討する必要がある。

また、仲裁手続の円滑な進行を図るため、費用の予納の制度を設けることが考えられる。費用の予納については、これを命じられた当事者が応じない場合に、手続の停滞を抑止する見地から、他方当事者にみずから代わって支払う機会を与えることも考えられる。枠内(3)イは、このような考え方に則ったものである。

【コメント】

- ・ 仲裁費用の範囲及び額の決定は、これを終局的な仲裁判断の一部として行い、執行の対象となるものとするのが考えられる。もっとも、終局判断の際に額が確定していないものについては、終局判断においては各当事者の負担割合のみ定め、爾後に具体的額が確定した後に、あらためて仲裁判断として各負担額の決定をするものとするのが考えられる。もっとも、このような爾後の負担額のみを定める決定を職権で行うか、当事者の申立てによるものとするかにつ

いては、検討する必要がある。

- また、仲裁費用に関する決定は、本案についての終局判断がされた場合に限らず、仲裁申立却下の場合も必要となろう。また、手続の続行が不要である、あるいは不可能である場合に仲裁廷が仲裁手続終了の決定をするものとした場合（仲裁検討会資料 20 の 6 (1)、モデル法（模範法）第 3 2 条第(1)項、第(2)項(c)参照）にも、それまでに生じた仲裁費用について判断することが必要となる。これらの場合に仲裁費用に関する判断の部分が執行力を有する仲裁判断であるとする事ができるかについて、検討する必要がある。

- 仲裁人の報酬については、当事者との間に合意がなく、仲裁廷において決定する場合に、いわゆるお手盛り防止の見地から、過大な額の決定がされた場合にこれを是正する措置を要しないかについて、検討する必要がある。

また、報酬の支払を確実にするための措置（例えば、当事者が連帯して支払う義務を負うものとする）を必要としないかといった問題もある。

- 費用の予納がされない場合には、手続の続行が事実上困難となる場合があることにかんがみ、手続を停止し、又は終了することが考えられるが、他に現状に基づく仲裁判断の可否も問題となる。

なお、費用の予納がされない場合に仲裁手続を終了することができるとした場合、これを独立の手続終了事由として規定するかについて、検討する必要がある（モデル法（模範法）第 3 2 条第(1)項、第(2)項参照）。

（参考）

- ドイツ法第 1 0 5 7 条〔費用の裁判〕
 - 「(1) 当事者が異なる合意をしている場合を除き、仲裁裁判所は、仲裁判断において、当事者に生じた費用であって、権利の追行上必要な費用を含む仲裁手続の費用を、当事者がいかなる範囲で負担すべきかについて裁判しなければならない。この場合に、仲裁裁判所は、個々の事件の諸情況、特に手続の結果を斟酌して裁量により裁判する。
 - (2) 仲裁手続の費用が確定している限り、仲裁裁判所は、当事者がいかなる額を負担しなければならないかについても裁判しなければならない。費用の確定がなされず又はこれが仲裁手続の終了後に初めて可能であるときは、これについては別途の仲裁判断において裁判をする。」
- 韓国法には、費用に関する規定はない。

（コメント部分の参考）

- モデル法（模範法）第 3 2 条〔手続の終結〕
 - 「(1) 仲裁手続は、終局判断又は本条(2)項に従う仲裁廷の命令により終結する。

- (2) 仲裁廷は、次のいずれかの場合には、仲裁手続終了の命令を発しななければならない。
- (a) 申立人が申立を取り下げたとき。ただし被申立人が申立の取下に異議を有し、かつ被申立人が紛争の最終的解決に達する正当な利益を有すると仲裁廷が認める場合はこの限りでない。
 - (b) 当事者が手続の終結に合意したとき。
 - (c) 仲裁廷が、手続の続行をその他の理由により不要又は不可能と認めたとき。」

2 仲裁の非公開性について

仲裁の非公開性について、どのように考えるか。

例えば、仲裁手続及び仲裁判断は、当事者の合意がある場合を除き、公開しないものとするかどうか。

また、仲裁人及び仲裁人であった者は、仲裁手続の遂行上取り扱ったことについて知り得た秘密を漏らしてはならないものとするかどうか。

【説明】

仲裁の非公開性は、一般に承認されているところであるが、その例外はどのような場合であるかを含め、極めて重要な問題であるため、この点について規定を設けるべきかについて、検討する必要がある。

枠内に示した考え方は、仲裁に係る種々の事項のうち、仲裁手続及び仲裁判断の非公開性並びに仲裁人及び仲裁人であった者の守秘義務についての一案を示したものである。

なお、この点については、モデル法（模範法）、ドイツ法及び韓国法には、規定はない。

【コメント】

当事者の合意のほか「正当な理由」又は「やむを得ない事由」に基づく場合も例外となるかも問題となる。

（参考）

- ・（社）国際商事仲裁協会商事仲裁規則第42条〔非公開・守秘義務〕
 - 「(1) 仲裁手続およびその記録は、非公開とする。
 - (2) 仲裁人、協会の職員、当事者およびその代理人または補佐人は、仲裁事件に関する

事実又は仲裁事件を通じて知り得た事実を他に漏らしてはならない。ただし、仲裁裁判所の許可の条件に従って行う場合は、この限りでない。」

- ・ (社)日本海運集会所仲裁規則第36条〔仲裁判断の公表〕
「仲裁判断は、予め当事者双方の反対の意思表示がない限り、公表することができる。」
- ・ 民事調停法第37条〔評議の秘密を漏らす罪〕
「民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは民事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、10万円以下の罰金に処する。」
- ・ 同法第38条〔人の秘密を漏らす罪〕
「民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6箇月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。」

3 仲裁手続に関する罰則規定について

(1) 仲裁人に係る賄賂の罪について 【仲裁検討会資料13のV1参照】

仲裁人に係る賄賂の罪については、国外犯処罰規定の要否を含め、さらに検討する。

【説明】

仲裁人に係る贈収賄については、刑法に公務員とほぼ同様に取り扱う旨の規定が置かれているところ、この規定の存置の要否、国外犯処罰規定の新設の要否につき、他の制度との整合性も含め、さらに検討することとしたい。

(参考)

- ・ 刑法第197条
「(1) 公務員又は仲裁人が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、7年以下の懲役に処する。
(2) 公務員又は仲裁人になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員又は仲裁人となった場合において、5年以下の懲役に処する。」
- ・ 同法第197条の2
「公務員又は仲裁人が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。」
- ・ 同法第197条の3
「(1) 公務員又は仲裁人が前2条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、1年以上の有期懲役に処する。
(2) 公務員又は仲裁人が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様と

する。

(3) 公務員又は仲裁人であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。」

・ 同法第198条

「第197条から第197条の4までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。」

(2) 仲裁関係者の秘密漏示について

【仲裁検討会資料13の2参照】

仲裁関係者の秘密漏示については、特段の罰則を設けないものとする
ことによりよい。

【説明】

仲裁関係者の秘密漏示については、仲裁における当事者の秘密の保護を図る観点から何らかの制裁規定を置くことが考えられる。しかし、仲裁手続・判断をどの範囲で公開するかについては、必ずしも明確でないこと、仲裁の非公開性を保護するための方策としては、民事上の責任追及等のその他の手段も考えられることからすると、仲裁関係者の秘密漏示を設けるべき必要性については、必ずしも合意が得られていないと考えられる。そこで、現段階では、秘密漏示につき罰則規定を設けることは見送ることによりよいについて議論いただきたい。